

広島県告示第六百二号

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第四号に規定する令和五年度の数値（以下「数値」という。）を広島県県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）第十四条第三項の規定によって、次のとおり定めた。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯崎英彦

区分	公営住宅	住宅の名称	位置	数値	備考
	県営舟入住宅	広島市中区舟入南三丁目		○・九四二二 ○・八九一二	一号館に適用 三号館に適用
	県営吉島住宅	広島市中区吉島新町二丁目			
○・八八一四		○・九三三四			
号館に適用 以外並びに六 号館の右欄 六号館及び一 一号館、一 号館、七号館、 一号館、二号	（二〇一号及 び二〇二号に 限る。）、一 九号館から二 三号館までに 適用	（一〇一号に 限る。）、一 一号館（二〇 二号及び二〇 一号に限る。 ）、一八号館 （二〇一号及 び二〇二号に 限る。）、一 九号館から二 三号館までに 適用	一号館（二〇 二号、三〇一 号及び四〇二 号に限る。）、 二号館（二〇 二号、三〇一 号、三〇二号 及び四〇一号 に限る。）、 二号館（二〇 二号、三〇一 号、三〇二号 及び四〇一号 に限る。）、 七号館（二〇 二号及び二〇 一号に限る。 ）、一一号館 （一〇一号に 限る。）、一 六号館（二〇 二号及び二〇 一号に限る。 ）、一八号館 （二〇一号及 び二〇二号に 限る。）、一 九号館から二 三号館までに 適用	三号館に適用	一号館に適用

県営吉島東住宅																														
広島市中区吉島東一丁目																														
○・八九六七																														
一号館(三〇 三号に限る。 )、二号館(一 〇三号及び 三〇六号に限 る。)、三号 館(二〇一号、 二〇二号、四〇 一号、四〇二 号及び四〇三 号に限る。) 、四号館(二〇 二号に限る。 )及び五号館 (一〇四号、三 〇二号、三 〇五号及び四 〇三号に限る。 )、四号館(二〇 二号に限る。 )及び五号館 (一〇四号、三 〇二号、三 〇五号及び四 〇三号に限る。 )、一号館から五 号館までの右 欄以外に適用 に適用	○・八四六七	○・九六三一	○・八六五八	○・八四八〇	○・九一二二	○・七八四三	○・八八三八	○・九二五八	○・九三五九	○・八七四一	○・八三三八	○・八四〇三	○・八四〇八二	○・九〇八二																
○・八四一四 ○・八五一〇	広島市安佐南区上安 二丁目	広島市安佐南区上安 二丁目	広島市安佐南区大町西二 丁目	広島市安佐南区山本四 丁目	広島市西区福島町二 丁目	広島市西区觀音町	広島市南区比治山本 町	広島市南区宇品西二 丁目	広島市東区牛田新 町二丁目	広島市東区牛田新 町三丁目	広島市中区白島北 町	県営長寿園北高層 住宅	県営新山住宅	県営牛田住宅	県営平林住宅	県営宇品住宅	県営比治山住宅	県営鯉港住宅	県営牛田高層住宅	県営宇品住宅	県営平林住宅	県営牛田住宅	県営新山住宅	県営長寿園北高層 住宅	県営吉島東住宅	県営福島住宅	県営西觀音住宅	県営下大町住宅	県営上安住宅	県営第二上安住宅



県営長浜住宅	県営小坪住宅	県営第三焼山住宅	県営宮ヶ迫住宅	県営此原住宅	吳市焼山宮ヶ迫町	吳市警固屋一丁目	吳市阿賀南六丁目	吳市和庄登町	吳市西中央四丁目	県営一河住宅	県営第三平成ヶ浜住宅	県営第二平成ヶ浜住宅	安芸郡坂町	
吳市広長浜三丁目	二丁目	吳市広本町一丁目	吳市焼山東一丁目	吳市焼山宮ヶ迫二丁目	吳市燒山此原町	吳市阿賀南六丁目	吳市阿賀南六丁目	吳市和庄登町	吳市西中央四丁目	○・九五〇七	○・九三〇三	○・九八〇三	○・九九三〇	
○・八四八四	○・七九一六	○・九一二七	○・八四一二	○・七九二二	○・七九九一	○・八四九一	○・八四〇七	○・九一五三	○・八七六五	○・九〇〇七	○・九〇〇七	○・九〇〇七	○・九〇〇七	
			用 に適用	二四号館に適 用 に適用	二一号館から 二三号館まで	二一号館から 二三号館まで	一号館に適用	一号館に適用	一号館及び二 号館の右欄以 外に適用	一号館及び二 号館の右欄以 外に適用	一号館(二〇二 号及び四〇一 号に限る。)、 二号館(二〇 号、三〇一 号、三〇四号 及び四〇三号 に限る。)及 び三号館に適 用	一号館(二〇二 号及び二号 館に適用 以外及び二号 館に適用) に適用	一号館(三〇 号及び五〇 六号に限る。 に適用	



県営南泉住宅	県営泉住宅	県営港町住宅	県営城東住宅	県営室屋住宅	県営小田浦住宅	県営土生住宅	県営高須住宅	県営肥浜住宅	県営向東住宅	県営新高山住宅	県営栗原住宅	県営栗原住宅	県営古浜住宅	○・九二四五	二号館及び四号館の右欄以外並びに三号館及び五号館に適用
福山市山手町五丁目	福山市山手町六丁目	福山市港町一丁目	福山市本町	尾道市因島中庄町	尾道市因島重井町	尾道市因島土生町	尾道市高須町	尾道市向東町	尾道市向東町	尾道市新高山二丁目、同新高 山三丁目	尾道市栗原町	尾道市栗原町	尾道市古浜町	○・九八七一	一号館(一〇一二号及び二号館)、二号館(三〇一号)、三〇二号及び三〇三号に限る。)及び三〇一号に限る。)及び三〇二号館(三〇三号館)、三〇一号館(三〇二号)、三〇三号館(三〇三号)に適用
○・八二九九	○・八三一六	○・九三一九	○・九一三九	○・九二七八	○・八九一八	○・八八四二	○・九〇八六	○・九三四三	○・八七〇〇	○・八三四四	○・八六四八	○・八七一八	○・八九四四	○・九三七一	一号館(一〇一二号及び二号館)、二号館(三〇一号)、三〇二号及び三〇三号に限る。)に適用
用	一号館から五号館まで及び二七号館に適用	高層耐火構造の住宅に適用	中層耐火構造の住宅に適用												一号館(一〇一二号及び二号館)、二号館(三〇一号)、三〇二号及び三〇三号に限る。)に適用

改良住宅		福山市北吉津町三丁目																○・八七二九			
県営福島西住宅	県営小河内住宅	県営長寿園南高層住宅	県営福島北住宅	県営本町大歳住宅	県営本町上野住宅	県営本町三次住宅	県営王之段住宅	県営三次住宅	県営高木住宅	県営府中住宅	県営神村住宅	県営駅家住宅	県営藏王住宅	県営城興ヶ丘住宅	県営日吉台住宅	県営引野住宅	県営高屋住宅	県営吉津住宅	○・八二三九	○・九〇九三	
広島市西区福島町一丁目	広島市西区福島町一丁目	広島市西区小河内町一丁目	庄原市東本町四丁目	庄原市東本町一丁目	庄原市西本町二丁目	三次市南畑敷町	三次市十日市西四丁目	三次市畠敷町	三次市粟屋町	府中市高木町	府中市土生町	福山市南松永町一丁目	福山市神村町	福山市駅家町	福山市南蔵王町六丁目	福山市日吉台二丁目	福山市引野町北四丁目	福山市北吉津町三丁目	○・八二二〇	○・九〇九三	
○・八七三三	○・八八三六	○・八九三七	○・九六五一	○・八九三五	○・八九七九	○・九〇三一	○・八四一九	○・八二四六	○・八三九	○・八二八三	○・七一五〇	○・八四九二	○・八九〇八	○・八九五一	○・八二五六	○・八二六八	○・八二七二	○・八四二一	○・八七一〇	○・八二二〇	○・八七二九
																	一号館、二号館、五号館及び六号館に適用	三号館及び四号館に適用	八一号館に適用	九号館、二五号館、二六号館及び二八号館に適用	